

特別養護老人ホーム中通アネックス

負担限度額認定区分別料金表 事業所番号：0590100640

令和3年8月1日改定

第1段階	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	177	931	300	820	2,051	61,530
要介護2	730		1,006			2,126	63,780
要介護3	803		1,087			2,207	66,210
要介護4	874		1,166			2,286	68,580
要介護5	942		1,242			2,362	70,860

第2段階	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	177	931	390	820	2,141	64,230
要介護2	730		1,006			2,216	66,480
要介護3	803		1,087			2,297	68,910
要介護4	874		1,166			2,376	71,280
要介護5	942		1,242			2,452	73,560

第3段階①	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	177	931	650	1,310	2,891	86,730
要介護2	730		1,006			2,966	88,980
要介護3	803		1,087			3,047	91,410
要介護4	874		1,166			3,126	93,780
要介護5	942		1,242			3,202	96,060

第3段階②	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	177	931	1,360	1,310	3,601	108,030
要介護2	730		1,006			3,676	110,280
要介護3	803		1,087			3,757	112,710
要介護4	874		1,166			3,836	115,080
要介護5	942		1,242			3,912	117,360

第4段階	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	661	177	931	1,445	2,006	4,382	131,460
要介護2	730		1,006			4,457	133,710
要介護3	803		1,087			4,538	136,140
要介護4	874		1,166			4,617	138,510
要介護5	942		1,242			4,693	140,790

特別養護老人ホーム中通アネックス
負担限度額認定区分別料金表

○負担割合2割

令和3年8月1日から

第4段階	介護保険 2割負担	算定加算 合 計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	1322	354	1,860	1,445	2,006	5,311	159,330
要介護2	1460		2,014			5,465	163,950
要介護3	1606		2,176			5,627	168,810
要介護4	1748		2,333			5,784	173,520
要介護5	1884		2,484			5,935	178,050

○負担割合3割

第4段階	介護保険 3割負担	算定加算 合 計	介護職員処遇改善加算 (8.3%上乘せ) 特定処遇改善加算 (2.7%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要介護1	1983	531	2,791	1,445	2,006	6,242	187,260
要介護2	2190		3,020			6,471	194,130
要介護3	2409		3,263			6,714	201,420
要介護4	2622		3,500			6,951	208,530
要介護5	2826		3,727			7,178	215,340

*料金改定があれば、随時料金表を改定させていただきます。

算定加算

1. 体制加算

- ・看護体制加算（Ⅰ）イ : 12 単位
- ・看護体制加算（Ⅱ）イ : 23 単位
- ・夜勤職員体制加算（Ⅱ） : 46 単位
- ・科学的介護推進体制加算Ⅱ : 50 単位
- ・介護職員処遇改善加算 : 8.30%
- ・特別処遇改善加算 : 2.70%
- ・日常生活継続支援加算 : 46 単位

・初期加算 : 30単位

2. 実施加算

- ・療養食加算 : 6 単位/回

負担限度額基準

負担段階	対象内容
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第3段階①②	①世帯全員が住民税非課税世帯かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 ②世帯全員が住民税非課税世帯かつ本人年金収入等120万円超